

きずな

2011年11月24日

NO 862

赤旗井原出張所

井原市井原町103 (TEL 62-6200)

日本共産党井原市委員会（森本ふみお委員長：市議）ら7人が、11月14日に瀧本豊文市長に会い、125項目にわたる「2012（平成24）年度予算編成にあたっての要望書」を手渡し、「市民の声なので新年度予算に反映してください」と要望。全項目について解答をいただきました。要望に対する市の考えが良く分かりますので、今週から要望と回答の内容を5回にわたってお知らせいたします。 5-①

【総務部関係】（24項目）

1. 競艇（ボートレース）場外販売場開設に同意（了承）しないこと。

今後、情報収集に努め、市民の意思を尊重し、適切に対応してまいります。

2. TPP（環太平洋連携協定）へ参加することにより、日本の農業に壊滅的な打撃を与えるだけでなく医療や食品の安全にも重大な影響を及ぼし、地域経済の様々な分野で大きな打撃を与えることになる。市民のいのちと暮らしを守る立場で、TPPへ参加しないよう、国に強く働きかけること。

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）については、国家間の貿易交渉に関わることであり、市町村レベルでの一方的な要求は困難と思えるが、地域農業の維持発展のため必要なことは、今後の動向を注視しつつ市長会等と足並みをそろえて対応してまいりたいと考えております。

3. 市役所本庁、芳井・美星の2支所、その他多数の人が出入りする公共施設での敷地内禁煙を実施すること。

多数の人が出入りする公共施設での敷地内禁煙の実施については、直ちに全ての施設での敷地内全面禁煙は難しい面がありますが、受動喫煙防止に向けた積極的な取り組みは重要と考えております。施設を利用される市民の方々が快適に利用できるよう、各施設の利用目的や利用実態に応じて、今後とも、分煙、屋内禁煙、あるいは敷地内禁煙に努め、受動喫煙防止対策を講じてまいります。



4. 都市部（井原地域）と農村部（芳井、美星地域）の交流をより一層推進すること。

井原地域と芳井・美星地域の交流については、各分野、各世代において実施されていると認識していますが、今後ともその推進に努めてまいりたいと考えております。

5. バリアフリー化も含め、障害者や弱者に優しい施設にするため、市内の公共施設の総点検を行い、全ての施設をバリアフリーにすること。

施設のバリアフリー化については、スロープの設置など改善に努めていますが、全ての施設のバリアフリー化は多額の経費を要するため、利用者の状況をみながら、施設の改修の機会にあわせて実施するなど順次整備いたします。

6. 入札制度の透明性を確保するため、より一層改善すること。

公正な入札による透明性の確保に努めておりますが、今後も、国・県の動向を注視するとともに、更には近隣の市町とも情報交換を行い、入札制度の透明性確保に努めてまいります。

7. 市・県民税（住民税）を払いたくても払えない市民に対し、県の滞納整理推進機構へ徴収を委託（囑託）しないこと。また、国民保険税や軽自動車税は、市独自のものなので、当然のことながら県へ徴収を委託（囑託）しないこと。

景気の低迷が長引く中で、市税の収納率が低下 >>>

>>> 傾向にあり、収入未済額が年々増加しており、税の公平性の観点からも、滞納は放置できないところであります。このため、県等とも協力をいただきながら、徴収体制の強化を図ることが重要と考えております。

県の滞納整理推進機構への徴収引継（囑託）につきましては、事前に計画的な納税のお願いをしており、その上で、ご理解をいただけない方に対し、案件毎の納税資力や生活実態などを十分調査し、県とも協議しながら法律に基づき適切に対応しております。今後も、同様に対応してまいりたいと考えております。

8. 市の男女職員が、気軽に安心して育児休業が取得できる環境をつくること。

平成22年6月議会において「井原市職員の育児休業等に関する条例」を一部改正し、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、育児休業等を取得することができる環境を整えました。

更に、平成23年6月議会において同条例を一部改正し、非常勤職員についても育児休業等を取得することができるようにいたしました。

育児休業等の申出があった場合、職場において業務遂行体制の工夫や業務分担の見直しを行うとともに、育児休業者がいる職場については、適切な代替要員の確保を図り対応しているところです。

9. 美星町から井原町への直通バス路線を増便すること。

今年度から始めた「井原市地域公共交通総合連携計画」の取組みで、バスの利用実態の調査、地元意見交換会、学校・企業・福祉施設などの関係者へのヒアリングなどを基に、通院や買い物などにバスを利用できるように路線やバス停の位置、運行ダイヤの見直しを行いたいと思っております。そのなかで美星町から井原町への直通バス路線についても、検討したいと考えております。

10. 市内循環バスを低床バスに買い替えること。

現在、循環バスは市内中心部と周辺部とを結ぶ貴重な交通手段となっておりますが、使用されているバスは市街地の平坦な路線のみでなく、山間地を含むすべての路線に配置されております。

運行事業者からは、循環バスの一部路線は山坂が多く、道路事情が悪いため、低床バスでは運行が困難なことや、また、運行できる路線が限定されるため、配車に支障が出るなどといったご意見を伺っております。

これらのことから、現時点での低床バスへの更新は困難と考えておりますが、今後の検討課題であると思っております。



11. 昨年に引き続き、インフルエンザの職員への感染や感染拡大防止のために万全の対策を講じること。

平成21年11月に「井原市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」を策定し、重要業務の中断による行政機能の低下や市民生活への支障を防ぎ、新型インフルエンザのまん延防止を図ることとしております。

なお、職員に対しては、時期を捉えて、インフルエンザの正しい理解、登庁、帰宅時の手洗い・うがい等の励行、咳・くしゃみが出るときのマスクの着用等を啓発することとしております。

2面左上へつづく

1面右下よりつづく

12. AEDの設置個所のマップを作成し、全戸に配布すること。

現在市内48か所の公共施設及び事業所等にAEDが設置してあります。

市内公共施設及び事業所のAED設置状況につきましては、設置箇所名とその位置図を、本市のホームページに掲載し、市民への周知を図っております。

今後につきましてもAEDの設置箇所は増えると思われるので、AEDの設置箇所のマップを作成し全戸にマップを配布することは考えておりませんが、今後とも、AED設置事業所等の把握に努め、AED設置状況について本市のホームページを更新するよう考えております。

地区別設置箇所数

井原地区	38か所	(内、情報提供いただいた事業所等7か所)
芳井地区	6か所	(// 1か所)
美星地区	4か所	
合計	48か所	

13. 市の正職員と同じような仕事をしている嘱託職員、臨時職員を正職員として採用すること。

職員の採用に当たっては、業務の内容や量的な面も検討し、専門性や経験等を必要とするが正職員を置くほどの事務量が認められない業務、あるいは正職員でなくても対応可能な業務、又は一時的な事務の増大を補う場合などにおいて、嘱託職員又は臨時職員を採用することとしております。

正職員の採用については、第5次行政改革大綱・集中改革プラン(平成22~26年度)に従い、諸事業の実施に当たり必要な職種、退職者に対して最小限必要な補充数などを検討し採用することとしています。なお、採用は競争試験を実施し、その合格者について採用を行っているところです。

嘱託職員又は臨時職員により行っている業務については、行政改革の推進や人件費の抑制といった観点から、それぞれ業務の対応が適当であるか否かを十分検討し、今後も対処してまいります。

14. 各種の選挙時、投票所になる施設の出入り口付近をスロープにするなど、完全バリアフリーにすること。

本市の投票所は41箇所あり、その内「段差がない、常設スロープ設置」の施設が18箇所、「仮設スロープ設置」の施設が10箇所あり、残り13投票所は「段差あり」となっております。



段差のある13施設については、建物の構造上、仮設スロープ設置ができない施設もあり、これらの施設については、投票事務従事者の人的介助により対策を講じてまいります。

15. いま国の施策として、テレビのデジタル化の計画が進められているが、低所得者家庭や高齢者家庭に対して、援助の対策を考えること。

平成24年度以降においても国の支援が継続される予定のため、本市独自の援助の対策については考えておりません。

16. 市長部局所管の公共施設の耐震診断100%実施をめざすこと。また、耐震工事が必要と診断された施設は早期に工事を行うこと。

公共施設の耐震診断の実施、また、補強工事等が必要と判断された施設の耐震改修については、市民の利用頻度が高いもの、老朽化の度合い等、勘案しながら、順次対応する必要がありますが、膨大な財源を伴うだけに、全体的な財政状況等も勘案しながら安全安心な環境整備に努めてまいります。

17. 原爆その他の戦争体験を市民の中に語り伝える平和事業を積極的にすすめること。

本市は昭和60年6月29日に「非核平和都市宣言」を行い、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願い、不断の >>>

>>> 努力を続けていくこととし、その一環として昭和61年から平和の尊さを考える機会として「戦災のきろく展」を開催しております。

なお、この「戦災のきろく展」は、今年度から芳井・美星の2支所でも巡回展示を行っております。

18. 合併後他市でおきている、有権者の投票行動を阻害する投票所の統合をしないこと。

投票区の統合につきましては、選挙管理委員会へ確認したところ、現時点では考えていないとのこと。現在有権者が100人未満の投票所は4箇所(三原分館・村入・上市・水名)ありますが、公職選挙法上、人数が幾らになったときにはどうするという規定はないものの、減少が続くようであれば選挙管理委員会判断されることとなります。

19. 老朽化している消火栓のホースの取り替えを市が行うこと。



現在は新設消火栓設置時に、ホース1本、消火栓ハンドル1本、筒先(管ぞう)1本、消火栓標識1本、消火栓器具箱1箱を支給しており、更新については、平成22年度より消火栓器具箱更新補助金制度を始め、消火栓器具箱更新にあたっては器具箱購入金額の半額(千円未満切り捨て)の補助を行っております。

消火栓用具の維持、管理、補修は地元自治会にお願いしており、ホースの取り替えにつきましても、引き続き地元自治会に対応していただきたいと考えております。

なお、地域防災の要である消防団へは、各部へ毎年2本ずつホースの支給をしております。

20. 高齢者や身体障害者などのために、洋式トイレのない公共施設のトイレを洋式に替えること。

全ての施設に洋式トイレを早期に設置することは困難ですが、利用者の状況をみながら、施設の改修、修繕にあわせながら順次整備してまいります。

21. 「男女共同参画センター」(仮称)を設置し「夢・みらい塾」卒業生が卒業後も自由に集まって学び、話し合い、実践する拠点にすること。

本市における男女共同参画の推進については、昨年度策定した「第3次いばら男女共同参画プラン」に基づいて行っており、また、「井原市男女共同参画推進審議会」において、外部委員から施策等に関するご意見をいただいております。

ご要望のある、センターの設置については、現在、市民活動センター「つどえ〜る」を男女共同参画の推進拠点として位置づけ、活用にも努めているところです。

併せて婦人会館も整備しており、様々な活動にご利用いただいております。

したがいまして、現時点では新たな施設整備は考えておりません。

22. 住民生活を圧迫する各種公共料金の引き上げを行わないなど、住民の負担は低く、サービスは高くを基本とし、住民の利益になる方向ですすめること。

各種サービスを受けるには、当然のことながら、掛かる料金が発生いたします。このため、料金の見直し等を行う際には、単純に料金の引き上げだけを考えるのではなく、市民の皆様の負担軽減も考慮しながら検討しております。

23. 各種審議会等の公募制度を、より一層積極的に導入し、市民の幅広い層から選び、特定の人たちや団体の代表に偏らないようにすること。その際、女性を積極的に起用すること。

審議会等の委員については、広く市民の声を市政に反映するため、今後も公募枠の拡充に努めてまいります。

また、女性も対等な立場で政策の方針決定過程に参画できるように、審議会等の委員への女性の登用に努めてまいります。

次回の「きずな」へつづく